

原議保存期間	5年(令和4年3月31日まで)
有効期間	一種(令和4年3月31日まで)

警視庁交通部長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交企発第133号  
令和8年6月10日  
警察庁交通局交通企画課長

### 「ロボット農機の公道走行」についての留意事項について

令和7年2月の道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)の改正により、自動運行装置を備えることができる自動車として大型特殊自動車及び小型特殊車が追加され、自動運行装置を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車であるロボット農機(ロボット技術を組み込んで製造され、農作業に用いることを目的に自動走行する車両系の農業機械をいう。以下同じ。)を使用した運行は、道路交通法(昭和35年法律第105号)に基づく特定自動運行制度の適用対象となった。

これにより、ロボット農機が自動車に該当する場合には、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の特定自動運行の許可を得ることにより、圃場間移動及び格納庫から圃場までの公道移動を含む公道での走行(以下「公道走行」という。)が可能となった。

このほか、ロボット農機が遠隔操作型小型車に該当する場合には、公安委員会への届出を行うことにより、公道走行が可能となっている。

こうしたロボット農機については、規制改革実施計画(令和7年6月13日閣議決定)において、「農業の生産性向上の要請にも最大限配慮する観点から、圃場間移動については、交通量が極めて少ないことが一般的である農道の短時間での横断等にとどまる場合があることを踏まえ、農家等が、地域においてロボット農機を最小限の負担で円滑に活用できる制度の運用を確保する」こととされた。

農家や自動運転車の開発事業者等(以下「実施主体」という。)から、ロボット農機を公道で走行させるに当たり、特定自動運行の許可申請、道路使用許可申請、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出があった場合の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

#### 記

##### 1 特定自動運行許可に関する留意事項

特定自動運行に係る許可制度の運用については、「特定自動運行に係る許可制度に関する運用上の留意事項について(通達)」(令和8年3月25日付け警察庁丁交企発第65号)により指示しているところであるが、ロボット農機による特定自動運行に係る許可の取扱いにあっては、次の点に留意すること。

##### (1) 実施主体による事前相談への対応

実施主体から特定自動運行計画の事前相談を受理した場合は、計画の各段階において手続の流れを具体的に示すとともに、審査項目や必要書類を明確にすることで事業者の負担を軽減するなど、伴走支援に努めること。

## (2) 審査の合理化

ロボット農機による特定自動運行については、交通量が極めて少ない農道等の走行も想定されることから、特定自動運行計画の審査に当たっては、次のような事項に留意し、自動運行装置の性能や運行場所の交通環境に応じた合理化を図ること。

ア ロボット農機の運行経路について、圃場の形状や作業路の状況により番地の特定が困難な場合は、運行予定範囲や経路を地図上に記載させるなどにより明らかにすること。

イ 道路交通法第75条の21、第75条の22及び第75条の23第1項から第3項までの規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び措置の手順については、運行予定経路が、他の交通を妨げるおそれがなく交通の円滑に支障がないと認められる場合は、交通環境や交通規制状況に応じた内容で足りること。

## (3) 遠隔監視装置の要件

ロボット農機による特定自動運行に用いる遠隔監視装置については、次の点に留意すること。

ア 遠隔監視装置が受信する、ロボット農機の周囲の全方向の道路及び交通の状況並びにロボット農機の車内の状況に係る鮮明な映像や音声については、運行場所における交通環境に応じて、特定自動運行主任者が当該映像及び音声に基づき、同者が実施しなければならない措置を適切に行うことができる程度であれば足りること。

イ 遠隔監視装置が受信する、ロボット農機の周囲の全方向の道路及び交通の状況並びにロボット農機の車内の状況に係る映像及び音声は、常時ディスプレイ等に表示し、スピーカー等から発声させる必要はないこと。

ウ 遠隔監視装置は道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の29の要件に該当するものであれば、タブレット型の携帯端末を用いることも可能であること。

## 2 遠隔型自動運転システム等を用いた公道実証実験に関する留意事項

遠隔型自動運転システムの公道実証実験又は特別装置自動車の公道実証実験に係る道路使用許可の取扱いについては、「「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」の改訂について（通達）」（令和6年9月9日付け警察庁丙交企発第84号ほか）の別添により、その基準を示しているところであるが、遠隔型自動運転システムを用いたロボット農機又は特別装置自動車であるロボット農機の公道実証実験に係る道路使用許可の取扱いにあつては、次の点に留意すること。

### (1) 実施主体による事前相談への対応

実施主体から公道実証実験に係る道路使用許可申請について、事前の相談を受理した場合は、必要な手続の流れや必要書類を具体的に示し、実施主体の負担軽減に努めること。

### (2) 公道自律走行確認

遠隔型自動運転システムを用いたロボット農機による公道実証実験において

実施する公道自律走行確認については、申請に係る全ての圃場及び圃場周辺において行う必要はなく、安全性を確認する上で必要な限度で行うなど合理化を図り、実施主体の負担軽減に努めること。

(3) 道路使用許可に付する条件

道路使用許可に付する条件については、実施場所の交通環境やロボット農機の自動運転技術の特質等を踏まえ、適切かつ具体的なものとする。

3 遠隔操作型小型車による通行の届出に関する留意事項

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出に関する運用については、「遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出に関する解釈及び運用上の留意事項について（通達）」（令和4年12月23日付け警察庁丁交企発第323号）により指示しているところであるが、遠隔操作型小型車に該当するロボット農機の遠隔操作による通行の届出の取扱いにあっては、次の点に留意すること。

(1) 届出制度の周知

遠隔操作型小型車に該当するロボット農機を遠隔操作により通行させる場合は、通行予定場所を管轄する公安委員会に届出を行う必要があることから、実施主体に対して、届出制度の周知及び理解を促進するとともに、届出に関する各種支援に努めること。

なお、遠隔操作を行わないでロボット農機に乗車する者が自ら操作する場合や、原動機を用いる歩行補助車等に該当する場合には届出を要しないことから、事前の相談を受理した際は、当該計画の内容を積極的に把握し、適切な対応に努めること。

(2) 書類の省力化

遠隔操作型小型車に該当するロボット農機の届出については、実施主体に対し、必要となる書類を明確に示すとともに、提出書類の簡素化に努めるべく、次の点に留意し、実施主体の負担軽減を図ること。

ア 通行場所の見取図については、圃場の形状や作業路の状況により番地の特定が困難な場合は、通行範囲や経路を地図上に記載させるなどにより明らかにすること。

イ 遠隔操作における安全確保措置を講じるための体制や、遠隔操作者への教育・訓練計画については、通行場所の交通環境において、各種義務を履行することができるかという観点から確認するとともに、実施主体に対し、届出に必要となる書類の作成に関して必要な助言を行うこと。

ウ ロボット農機の構造及び性能を示す書面の添付については、遠隔操作型小型車が遠隔操作により安全に通行させることができる審査の合格証を添付することで足りる場合には省略するなど、書類の簡素化に努めること。